

東京都保健医療計画上の既存病床数の状況

令和4年4月1日現在

区分	二次保健医療圏	構成区市町村	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	過(△)不足 (C=B-A)
療養病床及び一般病床	区中央部	千代田、中央、港、文京、台東	5,576	13,290	7,714
	区南部	品川、大田	8,257	8,096	△ 161
	区西南部	目黒、世田谷、渋谷	9,749	9,542	△ 207
	区西部	新宿、中野、杉並	8,390	10,082	1,692
	区西北部	豊島、北、板橋、練馬	14,880	14,823	△ 57
	区東北部	荒川、足立、葛飾	10,978	10,943	△ 35
	区東部	墨田、江東、江戸川	9,446	9,409	△ 37
	西多摩	青梅、福生、あきる野、羽村、瑞穂、日の出、檜原、奥多摩	3,342	4,094	752
	南多摩	八王子、町田、日野、多摩、稲城	11,381	10,755	△ 626
	北多摩西部	立川、昭島、国分寺、国立、東大和、武蔵村山	4,322	4,225	△ 97
	北多摩南部	武蔵野、三鷹、府中、調布、小金井、狛江	7,067	7,388	321
	北多摩北部	小平、東村山、西東京、清瀬、東久留米	5,810	5,796	△ 14
	島しょ	大島、利島、新島、神津島、三宅、御蔵島、八丈、青ヶ島、小笠原	248	80	△ 168
総計			99,446	108,523	9,077
精神病床	都内全域		18,576	21,002	2,426
結核病床	都内全域		254	378	124
感染症病床	都内全域		132	124	△ 8

※ 既存病床数が不足(△)している圏域(網掛け及び下線)を、令和4年度の病床配分対象圏域とします。

※ 配分数(概算)は、基準病床数と既存病床数との差。実際の配分は、毎年9月の調査結果を反映した補正值を用いるため、配分数が変わることがあります。

スケジュール

時期	事項
令和4年9月9日まで	事前相談計画書(案)の確認
令和4年9月30日まで	事前相談計画書の提出期限 〈必着〉
令和4年10月から調整会議前まで	区市町村毎の協議
令和5年1月から令和5年2月まで	地域医療構想調整会議での協議
令和5年3月	東京都医療審議会への報告
令和5年3月末	申出者へ結果通知

※ 新型コロナウイルス感染症の状況により上記スケジュールが変更となる可能性があります。

※ 地域医療構想調整会議の調整結果次第で配分の時期が変更となる可能性があります。

配分方法等

【対象病床】

医療法第7条第2項の規定に定める「療養病床」及び「一般病床」

【配分方法】

二次保健医療圏単位での均等配分

【相談資格】

結果通知後1年以内に病院等の開設許可(変更許可)を申請できる者